

日本の繊維産業における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月17日

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

1. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和4年11月7日～11月28日
- ・ 調査企業：日本繊維産業連盟
繊維産業流通構造改革推進協議会
の会員企業2191社を対象
- ・ 回答企業：637社（前年度638社）
- ・ 回答率：29.1%（前年度27.9%）

1. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- ① 「価格決定方法の適正化」は、発注側の5割、受注側の3割が「反映した」との認識でギャップが生じている。「労務費」「原材料」「エネルギー価格」については全項目とも認識に2倍のギャップが生じている。また、この3年間では全項目とも発注側・受注側とも反映程度が低下している。
- ② 「原価低減要請の改善」は、発注側が「徹底した」と認識している割合が61%、受注側の「受けたことはない」が86%となっている。経済上の利益提供の要請については発注側と受注側の認識ギャップはないが、受注側で「要請に納得しないまま合意した」が2割に上る。
- ③ 「支払い条件」は、「全て現金払い」の回答が発注側で64%、受注側では47%となっており、現金化への取組みを継続する必要がある。また、手形等サイトについては、60日を超える割合は発注側・受注側とも7割以上となっており、サイト短縮も継続的な課題である。
「約束手形の利用の廃止」については、「利用がない」「2026年までに利用を廃止する予定」との回答の合計が約53%にとどまっており、更なる取組みが必要。
- ④ 「知的財産に関する適正な取引」は、適正取引実現のための取組状況について「実施した」との回答は約3割にとどまり、知的財産・ノウハウ保護への具体的な取組みの促進が今後の課題。
- ⑤ 「働き方改革」に伴う適正なコスト負担について、「（発注先が）概ね負担した」との回答が発注側で35%、受注側で19%にとどまっており、改善が求められる。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法 (1)

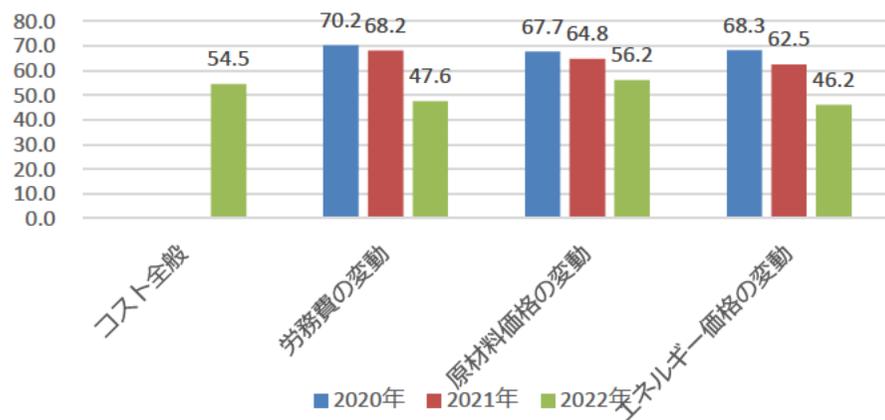
【分析結果・今後の課題】

- ・全項目にわたり「概ね反映できた」と回答した割合は、発注側と受注側で、認識の乖離が大きく、またこの3年間で大幅に低下している。
- ・発注側・受注側とも「原材料費の変動」を反映できた割合が、他の要因に比べ10%程度高い。
- ・世界的なエネルギーの逼迫、円安、雇用のミスマッチ、長期的コロナ禍による企業収益の悪化などの複合的要因が原因と考えられる。

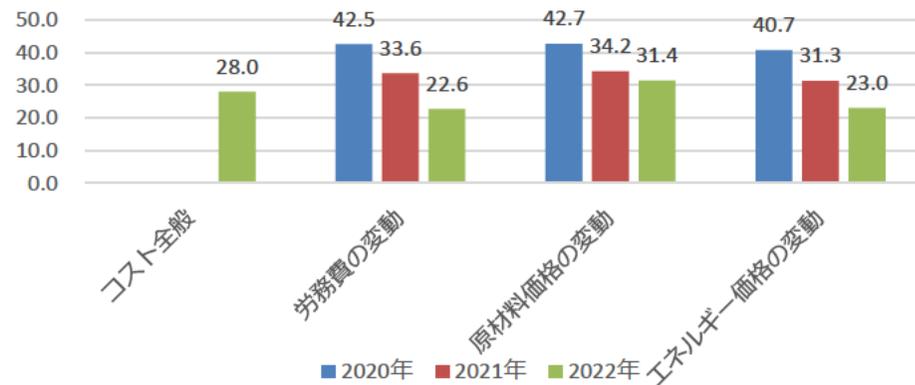
【設問と回答】

設問. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映をお答えください。

発注側・概ね反映できた



受注側・概ね反映できた

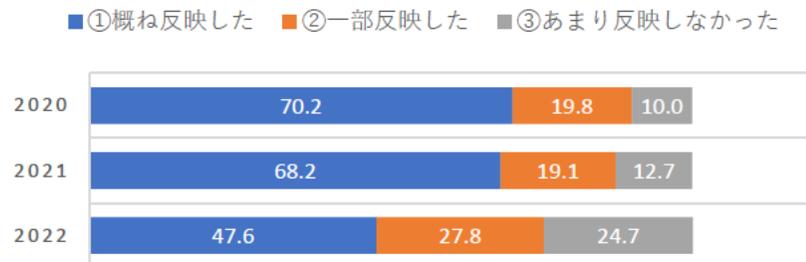


2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

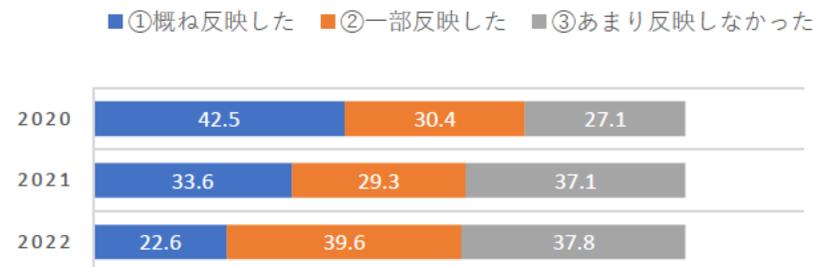
重点課題に対する取組 ①価格の決定方法 (2)

詳細

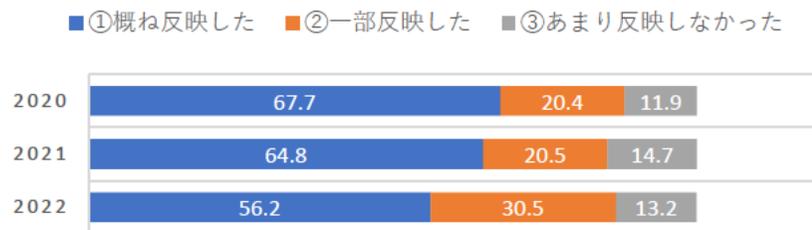
労務費の変動 (発)



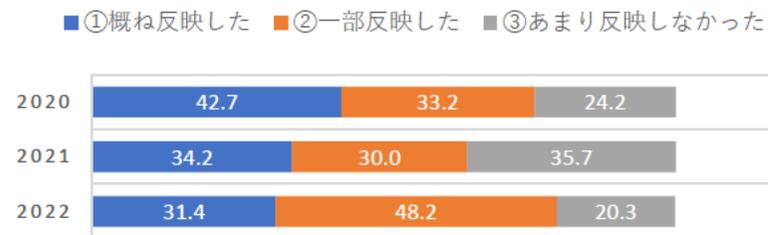
労務費の変動 (受)



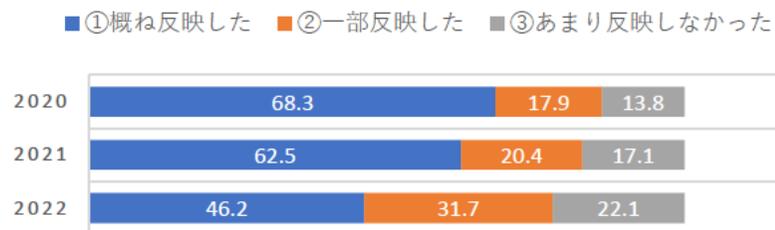
原材料価格の変動 (発)



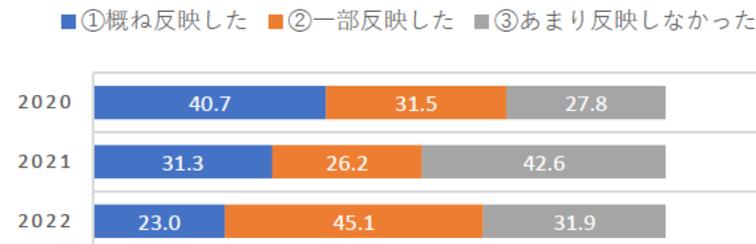
原材料価格の変動 (受)



エネルギー価格の変動 (発)



エネルギー価格の変動 (受)



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 会員企業、関係各組合団体等との意見交換会を実施し、価格が反映されない要因や問題点を明確にするとともに、合理的な価格決定が行えるよう合意の形成を目指していく。
- ・ 合意形成の過程では、価格決定や改訂における優先順位を明確にする（不可抗力な要因とそれ以外の識別）。特に発注側と受注側における認識ギャップの原因を明確にする。
- ・ 価格交渉促進月間の主旨を会員企業に広く周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、会員企業の経営層ならびに調達担当者向けに価格交渉の重要性を認識させる研修会を実施する等の取組を行い、次年度フォローアップ調査では数値が改善されるよう努める。
- ・ 政府の実施している支援活動や支援策等を利活用するための啓蒙活動を行う。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②原価低減要請、協賛等（1）

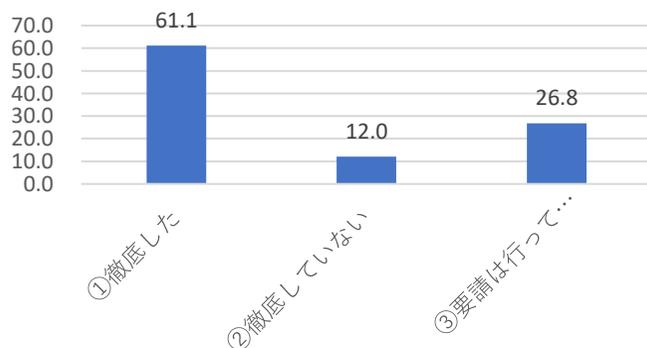
【分析結果・今後の課題】

- ・客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを「徹底できた」と回答した割合は発注側で61%。一方、受注側で「受けたことはない」と回答した割合は86%であった。
- ・経済上の利益提供の要請については発注側と受注側の認識ギャップはないが、受注側で「要請に納得しないまま合意した」が2割に上る。

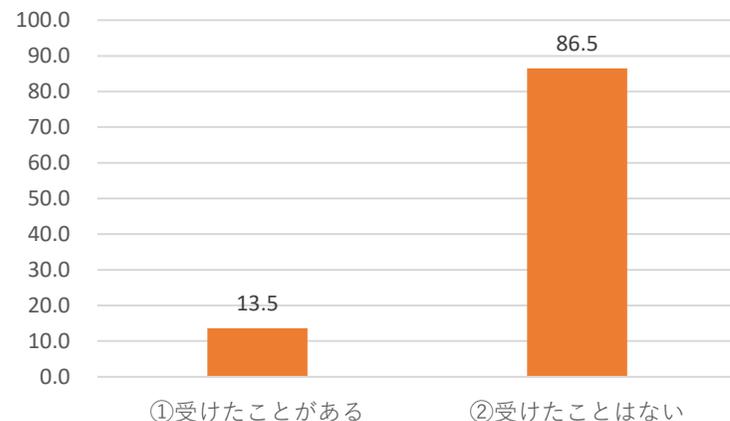
【設問と回答】

設問. 客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を「行わないことを徹底しましたか」 / 「受けたことがありますか」

仕入先に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを徹底できたか



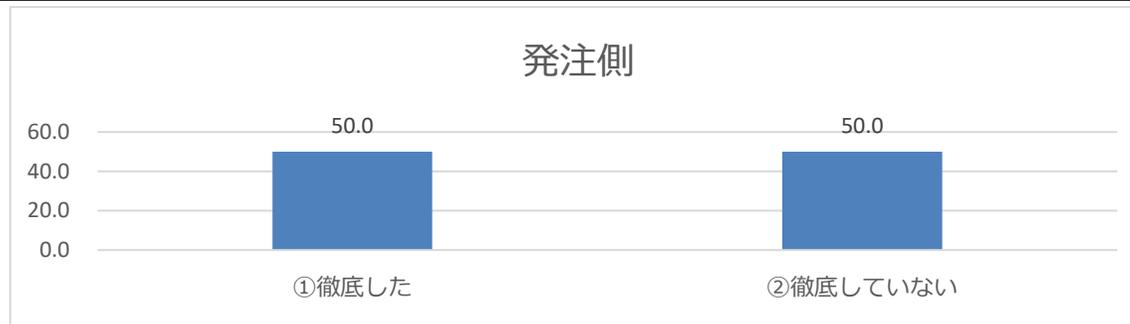
販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を受けたことがあるか



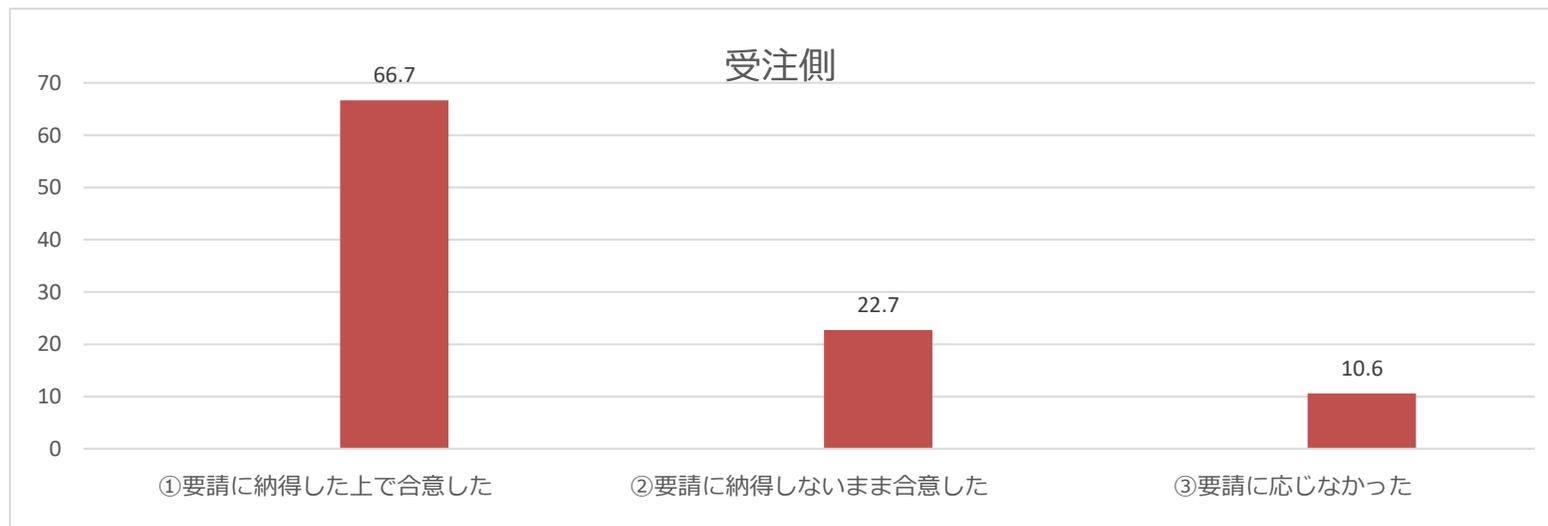
3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②原価低減要請、協賛等（2）

設問. 発注側が仕入先に対して「経済的利益の提供を要請した」場合は、あらかじめ、負担額・算出根拠・用途・提供条件を明確にしたうえで、仕入先（発注先）と十分に協議し、書面により合意することを徹底したか



設問. 受注側が発注先から「要請された」場合、明確な負担額・算出根拠・用途・提供条件にて販売先と協議し、納得のうえ書面により合意したか



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②原価低減要請、協賛等（3）

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・発注側、受注側企業同士で意見を十分に交換できる場を設定し、発注側に対しては客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないよう更に徹底していく。
- ・協賛金、協力金、センターフィー、サンプル作成等の「経済的利益」提供の要請についても発注側・受注側双方の合意に基づいて書面化することを徹底する。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③支払条件（1）

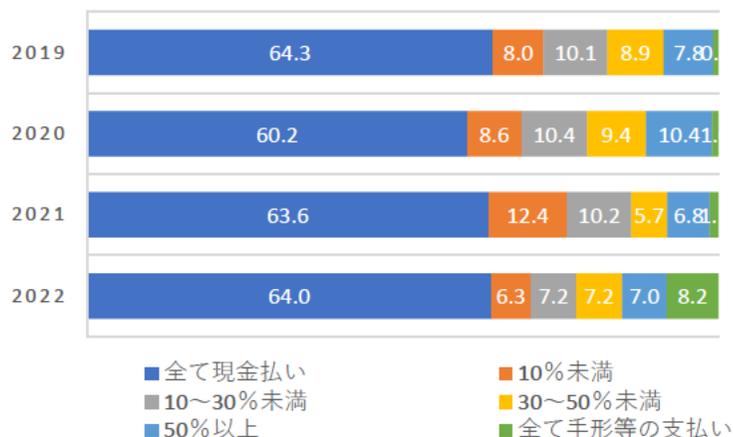
【分析結果・今後の課題】

- ・ 下請代金の現金払いの割合は発注側は6割で推移、受注側はやや増加。
- ・ 支払手形サイトが60日を超える割合は75%にのぼり、改善の取組が必要。
- ・ 2026年までに約束手形の利用を廃止する予定の企業及び利用していない企業を合わせても約53%であり、より一層の取組の推進が必要。

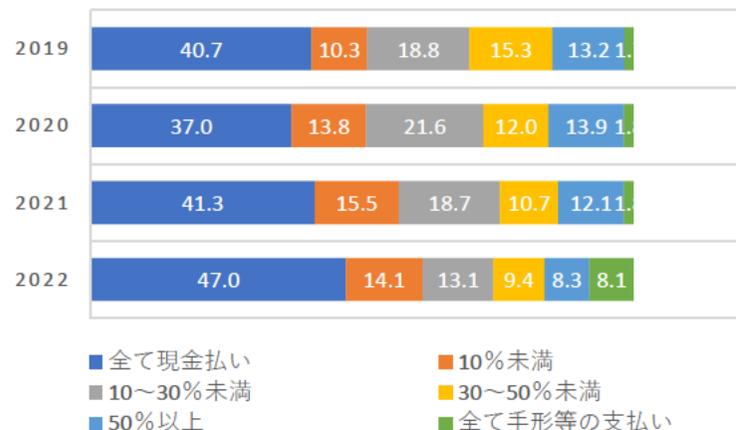
【設問と回答】

設問. 下請代金当を手形等で支払いまたは受取っている割合はどれくらいですか。

支払手形の割合



受取手形の割合

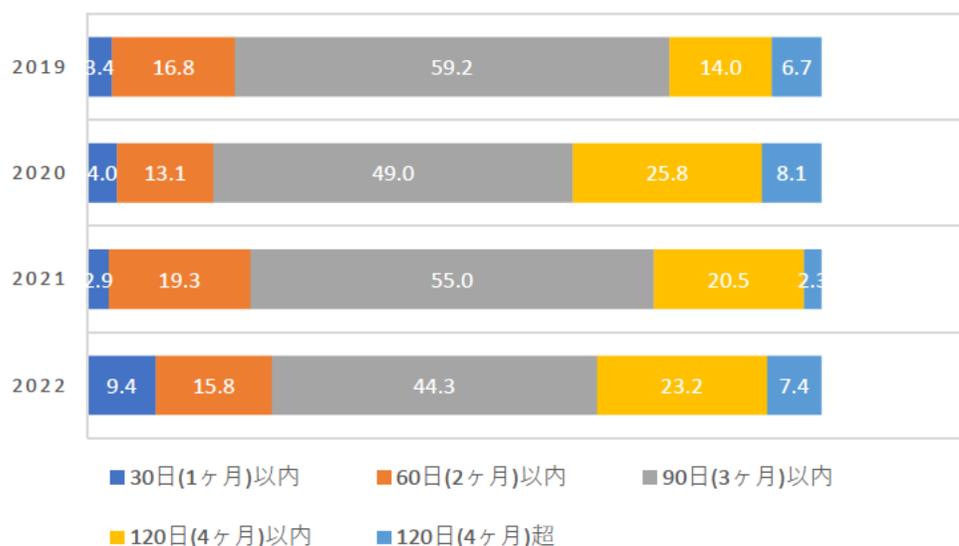


3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

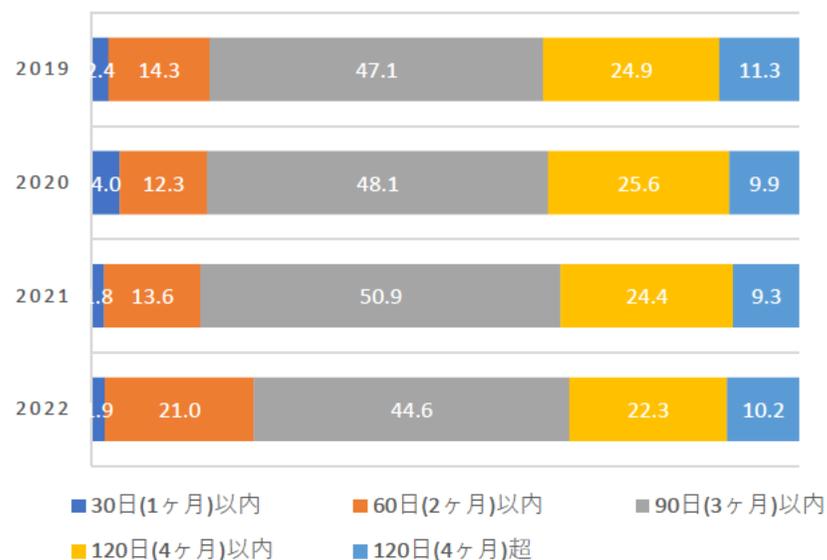
重点課題に対する取組 ③支払条件（2）

設問. 下請代金を手形で支払いまたは受取っている場合のサイトについて

支払手形のサイト



受取手形のサイト

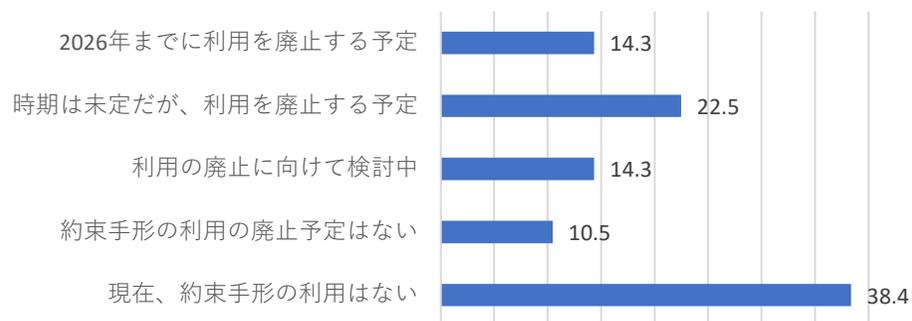


3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

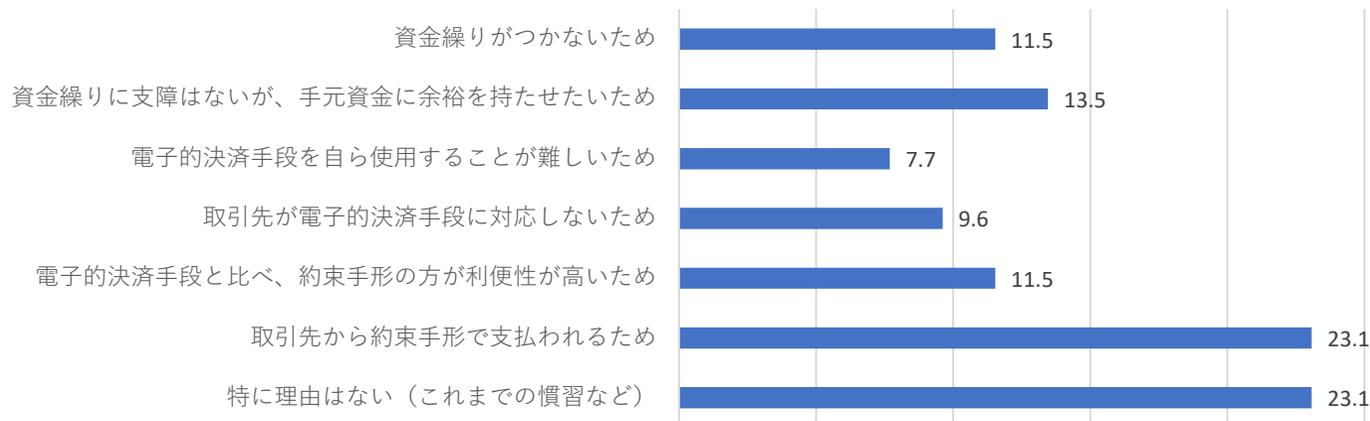
重点課題に対する取組 ③支払条件（3）

設問（発注側） 下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定しているか

約束手形廃止予定



廃止しない理由



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③支払条件（4）

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・代金の「現金払い」については増加傾向にあるが、現金化の加速、サイトの短縮化（60日以内）の達成に向け、会員企業への更なる周知徹底を図る。
- ・2026年までの約束手形の利用の廃止に向けては啓蒙活動を行うとともに、代替手段となる現金払化や電子的決済手段への移行がスムーズに行えるよう、電子的決済手段の活用が困難となる会員企業に対して、政府の施策の活用を促進するなど積極的な支援を行う。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組、④知的財産などへの対応（1）

【分析結果・今後の課題】

- ・発注側で実施した企業は3割強で、実施していない理由の8割は「実施する必要性を感じていないため」である。
- ・受注側において知的財産の管理保護は3割強が実施している一方、「所有する知的財産がない」としている企業が半数近くに上る。

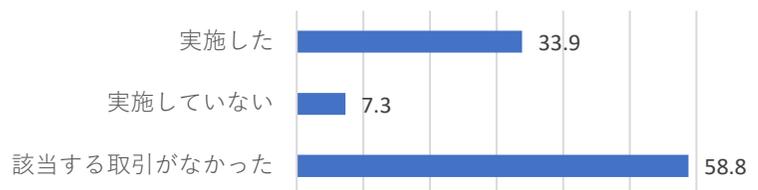
【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・「知的財産権」の価値と重要性ならびに軽視することのリスク等についての啓蒙や知的財産権に関する研修会・講習会の実施を促進する。

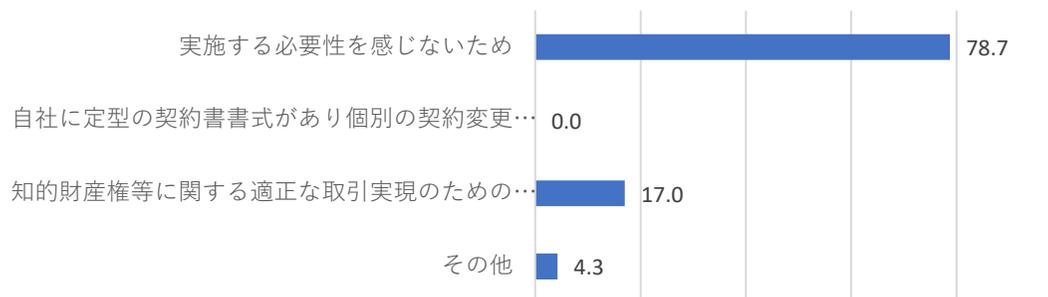
【設問と回答】

設問（発注側） 直近1年間で知的財産権を含む取引において、適正に取り組んだか。

知的財産への取り組み



実施していない理由

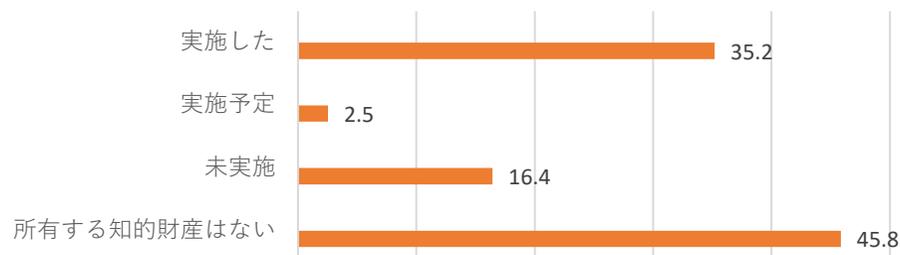


3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

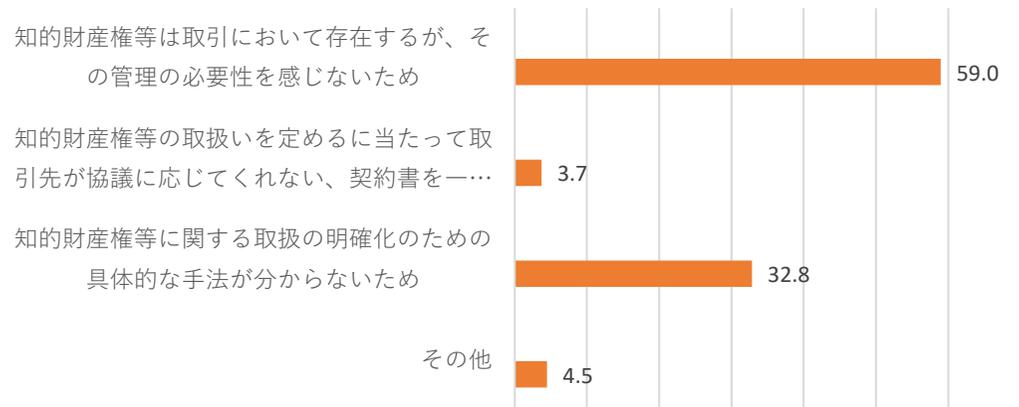
重点課題に対する取組、④知的財産などへの対応（2）

設問（受注側） 知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っているか。

知的財産権の管理保護



実施していない理由



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組、⑤働き方改革への対応（1）

【分析結果・今後の課題】

- ・働き方改革に対する仕入先（受注側）が受けた影響については、各項目についての認識に販売先（発注側）と仕入先（受注側）にギャップがある。
- ・働き方改革の結果、「仕入先に発生したコスト負担」の認識についても販売先と仕入先にギャップがある。

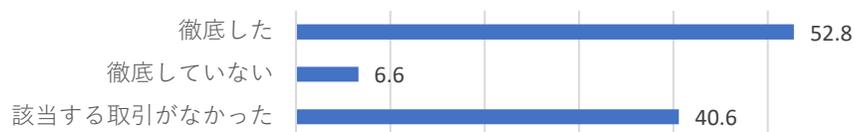
【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・『繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン』に則り、原則として「急な仕様変更」「短納期発注」は行わない。止むを得ず行う場合は、労働法規に則った対応を行うよう両者（発注側・受注側）で十分に協議をする。

【設問と回答】

設問（発注側） 働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対して、しわ寄せを生じることのないように徹底したか

働き方改革への徹底

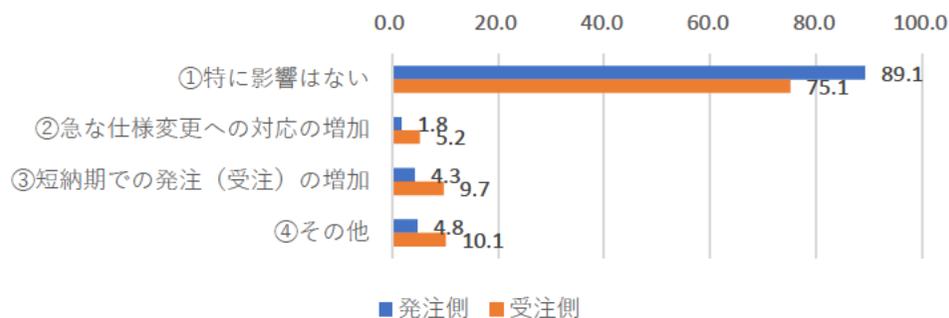


3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組、⑤働き方改革への対応（2）

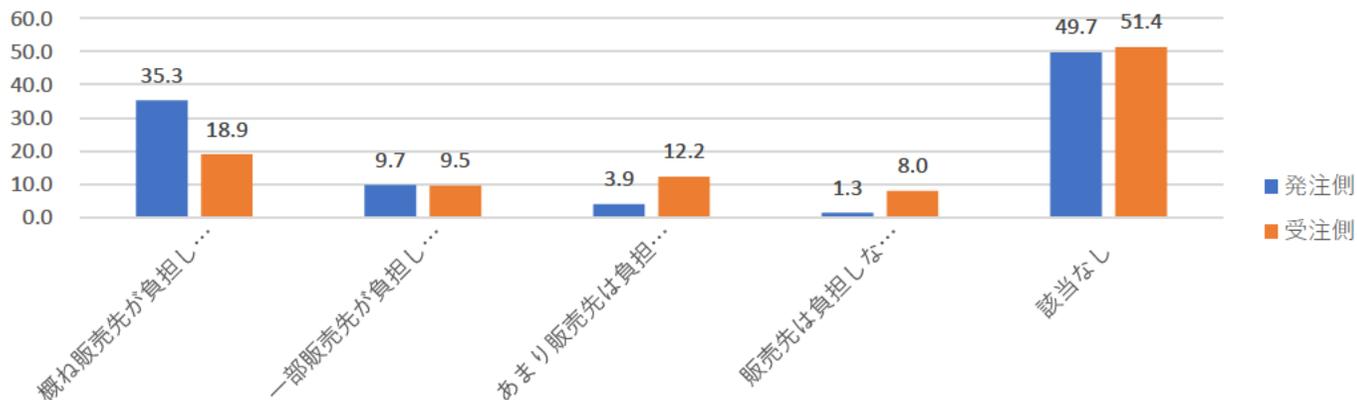
設問 販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、仕入先が受けた影響

働き方改革による仕入先の影響



設問 販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを販売先（発注側）企業が負担したか

働き方改革によるコスト負担



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数：2,191社（うち、資本金3億円超の大企業193社）
- ・ 宣言企業数：183社（うち、資本金3億円超の大企業54社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：8.4%
- ・ 資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：28.0%

（注）会員企業数、宣言企業数ともに対象26団体のうち回答のあった23団体の回答数を単純合計しているため、複数の団体に所属している企業分については調整をせずにそのまま計上している。

【今後の取組】

- ・ 引き続き政府の協力を得ながら、本宣言の主旨・意義について会員団体を通じて加盟企業に周知を図る。

5. これまでの取組（普及活動等）

【日本繊維産業連盟】

- 取引適正化推進委員会（7月、12月）
 - ・ 会員団体の実態の調査及び取り組みを共有
- 常任委員会（7月・12月）
 - ・ 繊維産業流通構造改革推進協議会より取引適正化の活動に関する報告
- 繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン（令和4年7月公表）
 - ・ 取引適正化を課題の一つとして取り上げる
周知に向けてマスコミ取材対応、海外を含めた説明会を10回開催

【繊維産業流通構造改革推進協議会】

- 取引改革委員会（7月）
 - ・ 自主行動計画実施に係る各団体の取組・課題の共有
- 「取引ガイドライン」に基づく「聴き取り調査」の実施
 - ・ 会員企業を含め82社で実施（5月～10月、今回17回目）

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・ 課題共有と適正取引の推進のため、取引適正化推進委員会を引き続き開催していく。
- ・ 取引適正化に向けて、さらなる調査や取組を実施する。
- ・ 「取引ガイドライン」、「自主行動計画」、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の周知徹底に向けた説明会を開催する。
- ・ 聴き取り調査を継続的に実施する。

※アンケート項目増に関する指摘について

- ・ 回を追うごとにアンケート項目が増加しており、アンケート項目を減らしてほしいとの要望が中小企業のみならず、上場企業からも出る状況であり、回収率、回答数が低い一因となっている。
- ・ 回収率、回答数をある程度犠牲にしても、新しい政策ニーズへの対応と旧来からの調査項目の進捗の両方に対応する必要性は理解できるが、回収率、回答数は多い方が望ましく、そのためには、調査結果が政策にどのように反映されているのかを回答企業に対し明確かつ丁寧に伝えることが必要だと思料する。